（別記６－２）

多面的機能支払交付金の実施に関する協定書（例）

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、○○活動組織（以下「活動組織」という。）と○○町（以下「町」という。）は、下記のとおり協定を締結する。

|  |
| --- |
| *（注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、市町村と土地改良区及び対象活動組織（集落）の三者の間での協定として、以下の内容の規定として下さい。**多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、○○活動組織（以下「活動組織」という。）と○○町（以下「町」という。）及び○○土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、下記のとおり協定を締結する。* |

記

（目的）

第１条　この協定は、○○に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

*（注）活動組織が行う活動の内容に応じて不要な記述を削除して下さい。*

【農地維持支払交付金】

（協定期間）

第２条　農地維持活動の協定期間は、協定締結の日から平成○○年○月○日までとする。

（協定の対象となる農用地及び施設）

第３条　農地維持活動の協定の対象となる農用地及び施設は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠの２に定めるとおりとする。

（実施計画）

第４条　活動組織が農地維持支払交付金により行う活動は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢの１に定めるとおりとする。

【資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

（協定期間）

第５条　資源向上活動のうち、地域資源の質的向上を図る共同活動の協定期間は、協定締結の日から平成○○年○月○日までとする。

（協定の対象となる農用地及び施設）

第６条　資源向上活動のうち、地域資源の質的向上を図る共同活動の協定の対象となる農用地及び施設は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠの２に定めるとおりとする。

（実施計画）

第７条　活動組織が資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）により行う活動は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢの２の（１）に定めるとおりとする。

*（注）資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を受けない活動組織の場合は、*

*第５条から第７条を削除して下さい。*

【資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）】

（協定期間）

第８条　資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動の協定期間は、協定締結の日から平成○○年○月○日までとする。

（協定の対象となる農用地及び施設）

第９条　資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動の対象となる農用地及び施設は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠの２に定めるとおりとする。

|  |
| --- |
| *（注）農地維持支払交付金および資源向上支払交付金（共同活動）を受けない活動組織は、以下の第10条の規定を追加して下さい。**（基礎的な保全活動の実施）**第10条　活動組織は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠの２に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書のⅢの１の①の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書のⅢの２の（１）の①の機能診断を実施するものとする。* |

（実施計画）

第10条　活動組織が資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）により行う活動は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢの２の（２）に定めるとおりとする。

*（注）資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を受けない活動組織の場合は、第８条から第10条を削除して下さい。*

【その他】

（町の役割）

第11条　町は、協定の対象となる農用地及び施設において、活動組織が第４条、第７条及び第10条に定める実施計画に基づき行う活動に対して、次の事項を行う。

（１）町は、活動組織が第４条、第７条及び第10条に定める実施計画を策定し、又は活動を実施する際は、必要に応じて助言又は技術的な指導を行う。

（２）町は、第４条、第７条及び第10条に定めた実施計画に基づいた活動の実施状況について確認する。

|  |
| --- |
| *（注）活動組織が行う活動の内容に応じて不要な記述を削除して下さい。* |

|  |
| --- |
| *（注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、以下の規定を追加して下さい。*　　なお、活動組織が行う活動の内容に応じて不要な記述を削除して下さい。*（土地改良区の役割）**第12条　土地改良区は、協定の対象となる農用地及び施設において、活動組織が第７条及び第10条に定める実施計画を策定し、又は活動を実施する際は、必要に応じて助言又は技術的な指導を行う。* |

（工事の施行に関する条件）

第12条　活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

２　町が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、町に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町の指示を受けるものとする。

３　活動組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町に協議し、その指示を受けるものととともに、工事が完了したときには、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

|  |
| --- |
| *（注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第12条第２項及び第３項の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。**２　　町又は土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、町又は土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町又は土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町又は土地改良区の指示を受けるものとする。**３　　活動組織は、町又は土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町又は土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町又は土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町又は土地改良区にその旨を報告し、町又は土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。* |

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、町と活動組織が協議をして定めるものとする。

|  |
| --- |
| *（注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第13条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。**（その他）**第13条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、町又は土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。* |

上記協定の締結を証するため、町と活動組織は、本書２通を作成し記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

*注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。*

 *上記協定の締結を証するため、町、土地改良区及び活動組織は、本書３通を作成し記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。*

平成○○年○月○日

○○活動組織

住　所　○○県○○町○○○○○○　○○－○

代　表　　○○　○○　　　印

○○町

住　所　○○県○○町○○○○○○　○○－○

町　長　　○○　○○　　　印

|  |
| --- |
| （注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、市町村と土地改良区及び活動組織の三者の間での協定として、上記に以下を追加して下さい。○○土地改良区住　所　○○県○○町○○○○○　○○－○理事長　　○○　○○　　　印 |